

佐賀県告示第 448 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 30 年 11 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

神崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

神崎都市計画下水道事業 神崎市公共下水道

3 事業施行期間

平成 10 年 1 月 12 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 10 年佐賀県告示第 14 号、平成 10 年佐賀県告示第 611 号、平成 16 年佐賀県告示第 258 号、平成 16 年佐賀県告示第 637 号、平成 22 年佐賀県告示第 92 号及び平成 26 年佐賀県告示第 405 号の事業地に神崎市神崎町大字横武字北田、字北古賀、字中古賀、字灰巻、字二本松、字惣春、字中牟田、字一本黒木、字二本黒木、字三本黒木、字四本黒木、字四本松及び字五本松を加え、神崎市神崎町大字横武字川口、字実元及び字一本木地内において事業地を変更する。